



姉川沿岸

土地改良だより

9号

●発行者 姉川沿岸土地改良区 米原市伊吹596-1
TEL 0749-58-0068 FAX 0749-58-0068



「水土里ネット」は土地改良区のアピールです。



イブキジャコウソウ

ご挨拶

姉川沿岸土地改良区

理事長 滝本善之

日頃は姉川沿岸土地改良区の運営に格別のご支援、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

●未整備圃場の対応

さて、農業を取り巻く環境は、高齢化による労働力の低下により耕作放棄地が増加する状況にあります。また当土地改良区は未整備圃場が多く見受けられ、今後、農地中間管理機構の活用が図られるも、未整備圃場の利活用は困難と考えられることから、早期の対応が望まれ、本土地区として、関係各方面に積極的に働きかけてまいります。

●頭首工の改修に向けて

次に、昨年4月に私は理事長に就任し、平成28年度事業において、平成32年度事業採択を目標とする頭首工改修のため、慣行水利権から許可水利権に変更するにあたり、当土地改良区が直面している課題につ

いて問題を提起し、解決を図ってまいりました。まずは、姉川左岸土地改良区との重複地の解消、さらには、既存の井堰の見直しを行いましたところ、各関係地域のご理解により決定できたことは、一歩前進と考えます。

●小水力発電所の新設

小田地先に建設いたしておられます小水力発電所は、本来、平成28年度内に県から譲渡を受けて本年4月1日より売電を開始し、当土地改良区の貴重な財源となるよう予定しておりますが、県より試運転調整に相当の時間を要するとの申し出を受けました。3月の



総代会で売電収入のお約束をしながら変更することになり、大変遺憾に思う次第であります。県当局からは「早期に解決を図り譲渡する」との説明を受けておりますので、今しばらくのご猶予をいただきたいと思います。

●本年度の計画について

本年度は、積年の課題でありました姉川左岸土地改良区との重複地問題の解消により、本土地区改良区の経営に支障が出ないよう、関係する郷里地域をはじめ、長浜市と最終調整を行ってまいります。さらに、先の総代会で議決をいただいた維持管理計画事業について、組合員各位のご賛同を賜り定款等を改正する臨時総代会を開催する予定をしております。

頭首工改修に伴う河川申請の手続きは国の認可となりますが、速やかに許可をいただければ、国土交通省等に対し、私の知見において最大の努力をしております。頭首工改修に向けては今後さらに多くの課題がありますが、一つ一つ丁寧に解決し、組合員各位の期待に沿えるよう、万難を排して取り組む所存ですので、今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

平成28年度 事業報告

姉川沿岸地区 右岸幹線水路補修事業（相撲庭地先）

工事区間 44.9m 工事費 340万円

平成28年度は、昨年度と同様、水漏れ等発生しておりました相撲庭町地先の工事を、維持管理適正化事業によって実施致しました。全組合員が、互いに力を合わせ、「農業」と「土地改良区」を守る取り組みを進め、「農業用水」「生活用水」等を安心して供給できるよう、今後も制度融資等を活用し、改良区施設の補修を計画的に進めていきます。

着
工
前



完
工



その他事業報告

事業名	事業内容	事業費
湖北地区 機能保全計画策定その9業務（県）	幹線水路等施設の機能診断を行い、今後維持管理していくための計画を策定	17,928,000円
姉川沿岸地区 小水力発電施設整備工事（県）	施設の維持管理経費の軽減を図るため、姉川左岸幹線水路（小田地先）に発電施設を設置	56,000,000円
姉川沿岸地区 用水路補修事業	伊吹幹線水路、伏越工付近の漏水箇所の補修工事	2,520,720円
姉川沿岸土地改良区 合同井堰ゲート等メンテナンス工事	合同井堰等に設置されているゲート設備の補修	1,879,200円

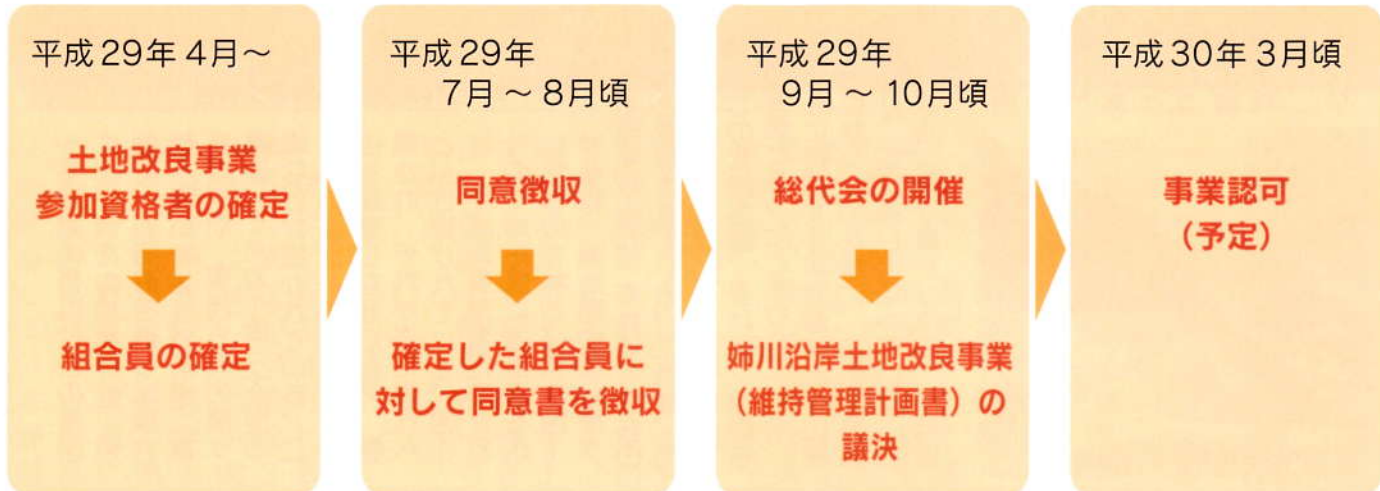
平成29年度 事業計画（予定）

事業名	事業内容
（仮）姉川沿岸地区 幹線水路ゲートメンテナンス工事	左岸幹線水路に設置されている簡易ゲート設備の補修を行う。

各整備計画推進について

懸案であった姉川左岸土地改良区と当土地改良区の北郷里地区水利重複については、合同頭首工施設整備を契機に、今後、組合員の御理解を頂きながら所定の手続きを経て整理させていただき運びとなりました。先般の総代会で維持管理計画書（当土地改良区の管理する範囲を明記）の提案がなされ満場一致で可決承認されたことから、順次以下のとおり手続きを総代さんや役職員一丸となり進めさせて頂きますので、組合員各位の御協力と御支援をよろしくお願い致します。なお、北郷里地域の生活用水については、現在長浜市において従前のとおり確保できるよう鋭意取組がなされている所です。

今後のスケジュール



※組合員の確定については、維持管理計画書に基づいた受益対象者に対して行います。

※総代会の議決後、法手続きを経て事業（維持管理計画書）の認可がおります。

※事業認可をもって計画書が確定致しますので、認可されるまでは、現在の受益者が当改良区の組合員となります。

節水・濁水防止にご協力を!!

- 畦畔からの水漏れ防止
- 代かきは浅水で
- 田植え前等の強制落水をしない
- 肥料の無駄をなくす

従来から自然水を取り込み、自然の恵みによって支えられている当改良区は、その年あるいはその日によって水利情勢は変化しています。

農業用水あるいは地域（生活）用水として河川に水が流れていますが、かんがい期になると代掻き等で出る排水が、河川に流出している所があります。この排水には、窒素やリンが含まれており、琵琶湖の富栄養化に影響を及ぼす一因になっていると言われております。

農業排水だけではなく生活排水や工業排水も大きな要因とされていますが、当改良区としても、河川の水質を維持・守るためにも、節水・濁水防止に、組合員皆様方のご協力をお願い致します。

水利委員

自 平成29年3月1日 ~ 至 平成30年2月末

瀨古	堤	矢野	大沢	山田	塚本	鈴木	杉山	三浦	宮田	氏名
良博	保範	幸男	秀夫	正文	信夫	佐雄	正之進	重昭	宣章	
										住所
	長浜市西上坂町	長浜市保多町	長浜市春近町	長浜市佐野町	長浜市相撲庭町	米原市村居田	米原市天満	米原市小田	米原市市場	米原市伊吹

(順不同)

姉川沿岸歴史道



図1. 明治期の地図と近世の交通路

鼻道周辺に鉄道が敷かれていたことも見受けられ、それは、現在の長浜市東上坂町から米原市村居田へと敷設されている。これは、明治15年、長浜から関ヶ原への鉄道ルートが決定し、着工されたもので、これにより、北は敦賀を通じての北陸方面、東は関ヶ原から東海地方、東京へと結ばれ、交通の要衝となったと言われている。

しかし明治22年、大津・京都方面に接続する東海道線が中山道に沿って関ヶ原から米原を通ることになったのを機に、この線路は貨物専用線として利用されるようになり、切り通しとなっていた、姉川が迫っている箇所、防雪用トンネル（龍ヶ鼻トンネル）が明治23年4月に造られた。

その後、勾配が急すぎるという理由から、廃線となり、国道に移管され道路として再整備されたという。図2は、トンネル周辺をスケッチしたものである。現在、長浜・関ヶ原ルートは、龍ヶ鼻トンネルの側壁のみが残る形となっていました。馬車道、あるいは国道365号線として、現在に引き継がれている。

参考文献 「長浜市史」より



図2. 龍ヶ鼻トンネルの絵

明治期の長浜付近の絵図には、現在の地福寺町、宮司町、石田町を通り米原方面へ貫いてる長浜街道（観音坂）や、東西方向の龍ヶ鼻道、伊又カイ坂（犬飼坂）道などが描かれている。これらの道は、古代・中世の道を踏襲しながら維持、整備され、それがまた現代へと引き継がれている。図1は、陸地測量部発行の2万分の1地形図に各街道を示したものである。また図1からは、明治期には、龍ヶ

お知らせ

経営所得安定対策の要綱が改正されました

土地改良区の賦課金が支払われない農地は、「米の直接支払い交付金」及び「水田活用の直接支払交付金」の対象外となります。

農地転用及び農地の権利移動組合員の変更通知について

当土地改良区区域内の農地等を転用される場合（農地で地目変更、田から畑等も同様です）、土地改良区への報告が法律上義務づけられています。その時に農地転用義務決済金も納入して頂くようになっております。尚、市街化区域においても同様の手続きが必要です。

また、売買、交換等により農地の権利を移動される場合には、当改良区へ資格喪失通知書を提出することが義務づけられています。この報告により翌年度の賦課金を決定しますので必ず手続きを取って下さい。なお、公共事業においても決済金が必要です。

転用決済金（平成29年度単価）

全区域田

220円 / m²当り

※組合員の死亡等による名義変更・住所移転等変更された場合も必ずお知らせ下さい。届け出用紙は、当改良区に用意しておりますので、ご連絡願います。

異常気象への対応について

近年、異常気象のため、台風の大型化や突然の大雨等によって姉川の水位が上昇し、頭首工からの取水が困難になることがあります。困難と判断した場合、復旧のため、急に幹線水路の水を止めたりしますがご了承ください。組合員の皆様方にはご迷惑をお掛けすることと思っておりますが、職員一同、出来るだけ早く復旧に努めてまいりますので、何卒ご理解の程よろしくお願い致します。

編集後記

国、県、市からの支援により、姉川エコ発電所がオープン運びとなりました。エコ社会の実現に貢献すると同時に、施設の維持管理や再整備に活用されることと思っております。田植えも終わり、木々が青々と芽吹く時期となりました。毎日暑い日が続きますが、例年に比べると半月から一カ月早いような気がします。順調な生育を願います。（広報委員）

姉川沿岸土地改良区第67回通常総代会は、平成29年3月12日（日）午前9時30分より長浜市七尾公民館において開催しました。総代法定数45名（出席者数35名）、理事15名、監事4名が出席し、来賓に衆議院議員上野賢一郎様、滋賀県湖北農業農村振興事務所長中川義雄様、長浜市長藤井勇治様、米原市長平尾道雄様（代理 米原市副市長西田弘様）のご臨席を賜り、第1選挙区より伊富貴務氏が議長に選任され、提出議案について審議頂いた結果、全議案が原案通り可決承認された外、事業（維持管理）計画の変更に伴う法手続きについて提案、説明致しました。

総代会提出議案

第1号議案

平成27年度 事業報告の承認について

第2号議案

平成27年度 一般並びに特別会計収支決算及び財産目録の承認について

第3号議案

平成28年度 一般会計収支補正予算の議決について

第4号議案

平成28年度 転用決済金特別会計収支補正予算の議決について

第5号議案

平成29年度 事業計画（案）の承認について

第6号議案

平成29年度 一般会計並びに特別会計収支予算（案）について

第7号議案

平成29年度 一時借り入れについて

第8号議案

平成29年度 組合費の賦課金徴収方法及び期日について

第9号議案

平成29年度 一般会計支出予算の款内流用について

第10号議案

平成29年度 歳計現金預入先について

第11号議案

平成29年度 役員報酬の議決について



第12号議案

平成29年度 農地転用に係る決済金について

第13号議案

姉川沿岸土地改良区事業（維持管理）計画の変更について

第14号議案

姉川沿岸土地改良区定款・規約の一部改正について

第15号議案

姉川沿岸土地改良区の会計細則の一部改正について

第16号議案

姉川沿岸土地改良区監査細則の一部改正について

補足

第13号議案では、姉川沿岸土地改良区事業（維持管理）計画の変更内容のほか、それに伴う法手続きについて説明致しました。



平成27年度 決算

(本決算は通常総代会において承認されております。)

■ 一般会計

○歳入総額	30,706,942円
内 訳	
歳入	
賦課金	13,058,700円
負担金	0円
雑収入	119,300円
繰入金	13,000,000円
交付金	2,597,000円
繰越金	1,931,942円
計	30,706,942円

○歳出総額	27,838,547円
内 訳	
歳出	
事務所費	14,109,354円
会議費	767,112円
財産費	10,057,988円
井堰水路費	361,446円
揚水費	1,076,007円
調査費・その他	1,466,640円
計	27,838,547円

○収支差引	2,868,395円
	(翌年度へ繰越)

賦課金徴収状況	
經常賦課金歳入額	13,058,700円

■ 特別会計

準備積立金	歳入額	11,970,975円	
	歳出額	10,544,430円	
	差引額	1,426,545円	(翌年度へ繰越)
退職手当積立金	歳入額	9,410,538円	
	歳出額	0円	
	差引額	9,410,538円	(翌年度へ繰越)
農地転用決済金	歳入額	157,953,761円	
	歳出額	13,000,000円	
	差引額	144,953,761円	(翌年度へ繰越)

小水力発電事業	
歳入額	5,953,285円
歳出額	5,750,000円
差引額	203,285円
	(翌年度へ繰越)

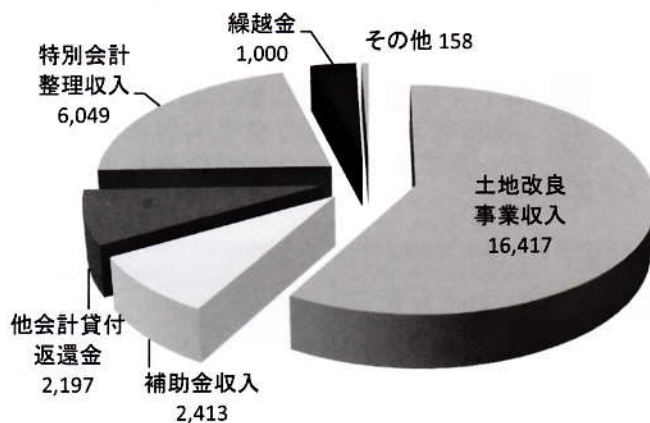
頭首工改修積立金	
歳入額	11,659,574円
歳出額	5,724,000円
差引額	5,935,574円
	(翌年度へ繰越)

平成29年度 予算

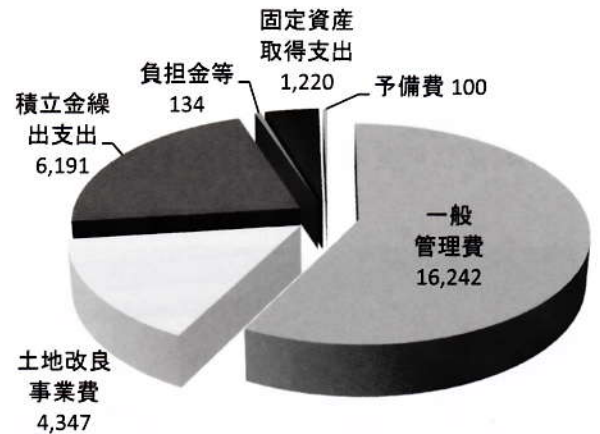
(本予算は通常総代会において承認されております。)

■ 一般会計

○歳入	28,234千円
-----	----------



○歳出	28,234千円
-----	----------



■ 特別会計

小水力発電事業	歳入額	2,951千円
	歳出額	2,951千円